

特定関係にある会社同士の入札参加制限基準

1 趣旨

袖ヶ浦市が発注する建設工事、製造の請負、役務の提供、物品の購入又は賃貸借その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公平性の確保を図るため、特定関係にある会社同士の入札参加を制限する場合の基準を定めるものである。

2 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- ア 子会社等と親会社等の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- ア 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害される恐れがあると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 基準に該当する場合の取り扱い

本市が発注する建設工事等に係る一般競争入札において、2に規定する基準のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として無効とする。ただし、基準に該当する者のうち一者を除く全てが入札を辞退したときは、残る一

者の入札は無効とならないものとする。

4 公告への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当した者は入札に参加できないことを公告に明示するものとする。

5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、差支えないものとする。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から適用する。

用語の定義

子会社等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

親会社等 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

会社等 会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。

更生会社 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。

役員 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執

行しないこととされている取締役

- 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であって、（1）から（4）までに掲げる者に準ずる者